

保護者様
年 組 氏名静清高等学校
校長 酒澤 政明

学校感染症等による出席停止のお知らせ

お子様は、下記の感染症等（○印）にかかっている、またはその疑いがありますのでお知らせ致します。

つきましては、学校保健安全法第 19 条により、出席を停止して下さい。

また、病気が治りましたら、下の登校許可証明書を医師に記入してもらい、学校へご提出下さい。

種	伝 染 病 名	出席停止期間の基準
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ H5N1 を除く）	発症後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適切な抗菌薬治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	麻疹に伴う発熱が解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	腫脹が発現した後 5 日経過し、かつ全身が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	全ての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日経過するまで
	結核	症状により医師が伝染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師が伝染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 ※その他の感染症（溶連菌感染症 ウイルス性肝炎 手足口病 伝染性紅斑 ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症 流行性嘔吐下痢症 など）	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで ※その他の感染症は必要があれば、学校医の意見を聞き、第 3 種の感染症として措置を取ることができる疾患です。

※学校保健安全法 第 19 条において、「校長は、感染症にかかっており、かつかかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。」と定められています。

※出席停止期間中は、医師の指示に従い休養させ、許可が出るまで登校を控えてください。（停止期間中は、欠席にはなりません。）

登 校 許 可 証 明 書

学校長様

年 組 氏名

1. 感染症名

2. 停止期間 年 月 日 から 年 月 日まで

上記の者の病気は、伝染する恐れがなくなりましたので、登校しても差し支えないものと認めます。

平成 年 月 日

医療機関名

医 師 名

印